

平成 27 年度第 10 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 28 年 3 月 29 日（火） 午後 7 時 00 分～8 時 55 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

（１） 委 員 菅原良次委員 斎藤利之委員 坂入真由美委員 武田和也委員
山岡つかさ委員 新倉南委員 野村明洋委員 金澤羊子委員
白石京子委員 柘植宏実委員

（２） 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
子育て支援課主幹
児童青少年課長
保育・幼稚園係長
子ども政策担当主査

欠席者の氏名

富永大優委員 向山晴子委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
- 3 その他
- 4 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。大変年度末でお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成 27 年度第 10 回東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思います。

きょうの会議に、〇〇委員と〇〇委員がご都合により欠席届が出ておりますので、それから、〇〇委員が少しおくれますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、会議に当たり半数に達しておりますので、これにて本会議の議事内容についてご説明いただきます。

・事務局

改めまして、皆さん、こんばんは。では、私のほうからご説明をさせていただきます。

本日の議題につきましては、配付させていただきました「次第」のとおり、2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」、3「その他」でございます。

以上でございます。

・会長

これから会議の本論に入る前に、傍聴の方がいらっしゃるでしょうか。それでは入場をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、傍聴の方が着席されましたので、事務局のほうに配付された資料の確認をお願いいたします。

・事務局

では、配付資料について確認させていただきます。

まず、事前に配付させていただきました資料は2点となります。

まず、1つ目の資料は、資料1「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」です。

次に、資料2「平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について(国資料)」です。

続きまして、本日、配付させていただきました資料は3点となります。

まず、資料3「幼児期の教育・保育の提供体制の確保(平成27年4月1日時点)」です。

次に、資料4「放課後児童健全育成事業(学童保育)の提供体制の確保(平成27年4月1日時点)」です。

次に、資料5「東久留米市子ども・子育て会議 平成28年度スケジュール(案)」です。

配付資料の確認につきましては、以上でございます。

また、1点訂正のお知らせがございます。

皆様にお配りしております東久留米市子ども・子育て支援事業計画の57ページ、資料編「東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)平成25年度進捗状況」につきまして、中段でございます事業名「16)市立保育園民営化の推進」の「事業の内容」の中の、正しくは「民営化実施園数」と表記されるべきところが、「民間化実施園数」と表記されていることが判明いたしました。

お手数ではございますが、今回机上にその部分の写しと、あと訂正用のシールをご用意いたしましたので、該当箇所に貼付していただき、訂正いただけますようお願い

申し上げます。

なお、お手元にごございますファイル内の事業計画については、該当箇所は既に訂正されております。

このたびの表記誤りにおいて、ご迷惑をおかけしましたことにつきましてお詫び申し上げます。申しわけございませんでした。

以上でございます。

・会長

説明の確認についてありがとうございました。

それでは、お手元に配付されている資料に不足等はございませんでしょうか。大丈夫ですか。

2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

・会長

それでは、不足がないようですので、次第2の「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」に移りたいと思います。

事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

・事務局

では、資料3につきましてご説明いたします。御手元に資料3をご用意ください。

資料3は「幼児期の教育・保育の提供体制の確保（平成27年4月1日時点）」と題した資料で、平成27年4月1日時点での実際の教育・保育のニーズや提供体制の確保状況を一覧としてお示ししたものでございます。

こちらの資料3及び次にご説明いたします資料4は、前回会議でお話させていただきましたように、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の点検評価にかかわるご意見などをいただくに当たり、前段として皆様にごらんいただくものとして今回ご提示させていただきました。

簡単ではございますが、こちらの資料3の表の見方についてご説明させていただきます。

まず、表が上部と下部に1つつございますが、上の表が、表題にありますとおり、平成27年の4月1日時点での幼児期の教育・保育の実際のニーズや提供体制の確保状況をまとめたものでございます。

また、下の表は、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の28ページにございます平成27年度における幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策を転載したものでございます。

それぞれの表でアラビア数字で縦に行の表記、あとアルファベットで横に列の表記をしております。

上の表のA列にございます①実際のニーズは、下の表のA列、①量の見込みに対応しております。

同様に、上の表のA列の②確保状況は、下の表のA列の②確保方策に対応しております。

計画としては下の表で、実際の進捗状況としては上の表ということでご認識いただければと思います。

上の表①実際のニーズ、②確保状況は、それぞれ特定教育・保育施設、あと新制度に移行しない幼稚園、特定地域型保育事業、認可外保育所の4つから構成されておまして、上の表のC列ですね、縦のC列をごらんになりますとおわかりになると思いますけれども、新制度に移行しない幼稚園と認可外保育所に関しては、在園児数、特定教育・保育施設、あと特定地域型保育事業については、在園児数と待機児数の総数が実際のニーズとなっております。

実際のニーズの合計は、上の表の左側にある数字の10の列を横に見ていただきますと、1号認定と2号認定の幼児期の教育の利用希望が強い方が1,664人、2号認定の幼児期と教育の利用希望が強い方以外が1,048人、3号認定のゼロ歳が206人、同じく3号認定の1・2歳が783人となっております。

これらの合計と各施設の利用定員数などから算出した確保状況との差が、上の表の一番下でございます②－①として表記されております。

この数値が正の値の場合には、②の確保状況が実際のニーズを上回っており、負の場合、マイナスの場合には逆に実際のニーズが確保状況を上回っており、待機児童が発生しているということになります。

その②－①の列を左から見ていきますと、それぞれ434、7、マイナス24、マイナス71となっております、1号認定及び2号認定については、確保状況が実際のニーズを上回っており充足していると考えられます。

また、3号認定については、実際のニーズが確保状況を上回っており、ニーズに対して不足していると読み取ることができます。

また、これらの数値と下の表の左側の数値7の列で、一番下の②－①のところですが、その量の見込みと確保方策の差の比較を行いますと、それぞれの項目において、事業計画の策定時よりも平成27年度4月1日時点のほうが、全体としては幼児期の教育・保育の提供体制の確保については充足していると考えられるものでございます。

資料3につきましては、以上となります。

・事務局

それでは、資料4「放課後児童健全育成事業（学童保育）の提供体制の確保」のところの説明をさせていただきます。

資料3と同じように、下の下段がもともとの事業計画の数値となっております。上段が昨年、平成27年4月1日時点での申し込みされた方の人数と実際は、入った方の人数が書いてございます。

下の表の予定でございますと、例えば、第五小学校、第六小学校、第七小学校、第九小学校、そして、下の小山小、神宝小、南町小、これらが△になっておりますので、いわゆる定員を超えて、②の確保方策は定員で、①の量の見込みは、それを上回ると

いうことで、②－①の△ということになっております。

上の段の27年4月1日の状況でございますが、①の実際のニーズというところをご説明いたします。例えば、第一小学校、第一小地区につきましては81名の申し込みがあったという形です。在籍児童と待機児童というふうに分けてありますが、第一小学校の場合は、②の確保状況、定員が100名のところに81名ですので、全員入れる条件ということで、②－①ということで第一小学校については19名の余裕がある形になります。

また、第六小学校のところでございますが、申し込み状況73名というところで、②の確保状況が定員60名でありますので、単純に73引く60で、△、不足数13となっているところでございます。これについては①のところの括弧のところ、在籍児数というところをごらんになっていただければわかりますように、65という数になっております。これにつきましては、②のその定員60名のところに弾力化ということで65名を入所決定しておりますので、②－①というところは△の13にはなっておりますが、実際としては5名プラスで入所決定をしておりますので、待機児数につきましては8という形で、待機児の方は8名という数になっております。

それぞれ七小、それから、九小、小山、南町という形で△になっております。また、南町につきましても、89名のところ、定員が70名でありますけれども、76名入所決定をしておりますので、差し引き13名の待機児になったという数でございます。

もともと1,040名の定員に対して27年度は1,036名という見込みを立てておりました。結果的に27年4月1日の時点では1,040名の定員のところに1,004名の申し込みがあり、実際は962名の方が入所いたしまして、4月1日時点では42名の待機児が出ているということです。4月1日はそういう状況から、計画とは若干違う形でございますが、弾力化を使いながら、今回お示ししたような結果となっております。

以上でございます。

・事務局

では、続きまして資料5につきましてご説明いたします。お手元に資料5をご用意ください。

資料5は「東久留米市子ども・子育て会議 平成28年度スケジュール(案)」と題した資料で、平成28年度の現時点での当会議のスケジュール案をお示したものでございます。

以前、会議で触れさせていただいておりますが、おおむね二、三カ月に1回のペースで年6回程度を想定しております。

主な内容といたしましては、年度の前半は東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価等についてとさせていただきます。同計画の点検・評価に当たりましては、先ほどの資料3、資料4のような年度ごとの進捗状況を中心に取まとめまして、評価・点検を行い、委員の皆様のご意見などを賜り、進めていきたいと考えております。

年度後半については、28年度中の進捗状況などについてお示ししていく予定でございます。

また、資料下の米印にございますとおり、特定教育・保育施設等の利用定員については、随時、審議、答申等行っていく予定であるところと、審議の進捗状況によっては、開催時期や議題の変更の可能性があることをご理解いただければと思いますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

資料5につきましては、以上となります。

・会長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より、資料3、資料4、資料5ということを中心にご説明がありました。何かご質問等意見がありましたら。はい、どうぞ。

・委員

資料3の実際と計画というふうに、上のほうが実際、下のほうが計画というふうにご説明いただいて、計画の段階で長時間利用を希望、2号認定の3歳から5歳の幼児期の教育の利用希望が強いついていう量の見込みは265ということで、確保方策が78であったということで、実際のほうが1号認定、3歳から5歳と、幼児期の教育の利用希望が強いついていう、そっちのほうが幼稚園のほうが数が丸められてしまっているので、ひょっとしたら、特定教育・保育施設の107というお子さんが、対応し切れない部分について、こちらの新制度に移行しない幼稚園のほうが、預かり保育で対応するというふうにごこの数字を読めばよろしいのでしょうか。

ここ丸まっちゃっているんで、この表を見ただけでは、なかなかご理解できない方がいると思うんですが、いかがでしょうか。

・会長

どうでしょうか。じゃお願いします。

・事務局

ただいまのところでございますが、資料3、こちらの資料につきましては、まず、子ども・子育て支援新制度が始まった27年4月、この時点のものを、今後、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、私どもでこういった資料を出していきながら皆さんのご意見もいただき点検等をしていく中で、前段として今回お示しした資料ということでご理解いただきたいところです。

今後、前回の会議でもお話しさせていただきましたけれども、平成27年度の状況というのは、やはり平成28年、翌年の6月、7月、その頃にならないと正確な統計的なお話というのがなかなか出てこない部分もございますので、今回はあくまで4月1日時点の、参考としてお示しをさせていただいたものでございます。

今、〇〇委員がご指摘いただきました、この資料3につきましては、まず下のほうの表、こちらが子ども・子育て支援事業計画の28ページから転載させていただいてるものですので、これに対応する形で逆に上の表を当てはめたという状況になりまして、具体的に申しますれば、今、ご指摘の部分の上の表のEの3の107というところ、こ

こちらのほうにつきましては、2号認定という状況の中で幼稚園に通われている方、幼稚園に通われている方ということの数字で捉えられるものでございます。

・委員

私がちょっとお伺いしたいのは、この1,284という部分について数が分かれていないので、下のほうを見ると、量の見込みとすると、量の見込みが、ごめんなさい、年なので、どういう経緯で265がわからないんですが、本来であれば265の量の見込みが必要であったけれども、見方とすると、この実際107という数が確保されていて、残りの158という数字が1,284の中に含んでいるというご説明をいただかないと理解しにくいのではないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

・事務局

ご指摘のとおりでございまして、こちらの例えば上の表の107というものと、それから、先ほどおっしゃられた1,284、こちらの中で今新制度に移行しない、例えば、幼稚園は市内には7園ございますけれども、こちらに通われてる方の中で、かつ、いわゆる保育園の入所申請等を含め2号認定としての幼児期の教育の利用希望が強い人数というのの正確な把握がこちらのほうではとれない部分もございまして、そういったことから、先ほど参考にとのお話させていただきましたけれども、こちらのEの3の107については、参考として現在の2号認定の人数を記載させていただいておるものでございます。

ただ、27年4月1日時点のものでございますので、今後また精査をし、27年度中の結果としてお示しするときに、またそういったご説明もさせていただければと思っております。

・委員

ですから1,284の中には、2号認定に、本来だったら2号認定として長時間保育を受けながらというお子さんについては、新制度に移行しない幼稚園で預かり保育なりで、長時間のお子さんを保育をすることで代行してるというふうはこの数字は語っているというご説明をいただければ簡単なんですけど、いかがでしょうか。

・会長

はい、じゃお願いします。

・事務局

今、〇〇委員言っていただいた、お見込みのとおりでありまして、先ほど事務局もお話しましたが、新制度の移行が進んでない。いろんな理由で幼稚園のほうが進んでない中で、当然、新制度に移行してない幼稚園でありまして預かり保育事業やっておりますので、そういったところで代替サービスを受けることによって充足しているといった考え方になります。なので、この計画のときの265というのは、上の表の107と新制度に移行してない幼稚園1,284のうち預かり保育を受けていただ

いてる方、そういったところで踏襲されてるというんですかね、含まれているという形の整理をしたところでございます。

・会長

よろしいでしょうか。

・委員

ということで、この数字が一つの欄になるのはいたし方がない。把握のしようがないということだけれども、私立幼稚園では保育所と同じように長時間、長期休業中のカバーできるぐらいの保育体制を提供してるというふうに、この上下の表を見るとわかるということでもよろしいでしょうか。

・会長

よろしいですか。

・事務局

実際に見ていただくとわかるとおり、3号認定なんかがよくわかりやすいんですけど、ゼロ歳のところ、1・2歳のところっていうのは、ずっと一連の流れの中で最後に②-①というのが出るような形になっています。

一方2号の幼児期の教育の利用希望が強いといったところにつきましては、今委員のご指摘のとおり、特定教育・保育施設なので、市内の認定こども園でありますとか、市外の新制度にのった幼稚園に通われてる市内のお子さん、こちらの数が107といった形と、その新制度に移行していない幼稚園の1,284の一部といった預かり保育を受けられてる方という形の中でさっ引きにされるので、ちょっと表上はこういった整理をちょっと今せざるを得ないといったところなんですけど、その1,284のうちどれだけがじゃそれに当たるのかというのは、なかなかちょっと調べようがないといった中でこういった表の整理をさせていただいたところでございます。

・委員

ですから、この434というただ引いた数というのは、しっかり理解をするためには、ちょっと米印をつけていただければひょっとしてわかりやすかったのかなと思います。そうでなければ、確保が必要ないということに今後なってきますよね。そうなってしまくと、3歳から5歳についても、保育短時間だったら8時間、長時間になると11時間という希望の方がこの数字の中に入っているという形の表記をされたほうが数字だけ見ても数字だけがひとり歩きしてわかりにくいので、できたらそのようお願いできたらと思います。

・会長

いいですか。

そのほかに何かご質問、ご意見ございますか。はい、どうぞ。

・委員

資料4の学童保育の提供体制の確保について、お尋ねします。

うちの子はもう学童には通ってないんですけども、やはりこの新制度に移行した際に、4年生以上が入れるという周知が全くできてなかったと思うんです。その中で出てきた数字だとこれは思っていて、本当ここが周知できていたら、もしかしたらもっと△がふえるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の周知についてはどのように考えますかね。

・会長

お願いします。

・事務局

当時、27年度につきましては、広報の掲載と、在籍児童については、当然新年度の移行の関係がありましたからお知らせをすることができましたが、〇〇委員がおっしゃるように、全ての学校にはどうだったのかというと、実際は利用される方のお知らせというところは、広報と在籍児が中心であります。その他は、ホームページで周知しております。

そういうことがありますので、今年度、28年に向けては、27年のときに11月に申し込み案内を出しております。その際は、保護者の方で働いていない方がいらっしゃるとしても、新たに就労なりされる方もいらっしゃることも当然踏まえまして、小学校全部に案内を配付していただくという方法をとりました。そういう形で小学校に在籍している5年生までのお子さんにつきましては、全てチラシなりで周知をさせていただくということ。それと、広報、ホームページで今回については、そのような形で漏れないような方法でお知らせをすることをしていたしました。

・会長

ほかに何かございますか。よろしいですか。3、4、5ですね。

3 その他

・会長

それでは、ないようですので、「次第3」のほうに移らせていただきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

では、事務局のほうから報告等について、日程についてご説明お願いいたします。

・事務局

では、私からは、子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業について、当市における主な実施状況として、利用者支援事業及び実費徴収に係る補足給付を行う事業についてご報告いたします。

こちらについては、口頭のみ説明になりますので、よろしくご説明いたします。

では、初めに、利用者支援事業につきましてご報告いたします。

お手元のファイルでございます東久留米市子ども・子育て支援事業計画、31 ページをお開きいただければと思います。

「(1) 利用者支援に関する事業」としてタイトルがございますが、補足も含めまして、その下の四角の中をまず読ませさせていただきます。

利用者支援事業は、子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に基づきまして、子育て中の親子や妊婦等が、幼稚園・保育所等の施設あるいは地域の子育て支援事業の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるように、行政窓口その他の場所で専任職員が情報提供、相談、援助を行い、関係機関との連絡調整を行う事業でございます。

平成 27 年 7 月より保育士資格を有した嘱託職員 1 名を、子育て支援事業等利用者支援員として子育て支援課に配置しております。主に窓口来訪者に対して教育・保育施設等への入所に関することや、その他の子育て支援にかかわる対応、各種媒体を通しての子育て支援情報の提供などを行っているところでございます。

利用者支援事業については以上となります。

続いて、実費徴収に係る補足給付を行う事業について、ご説明いたします。

同事業計画の 41 ページをお開きください。

ページ上部の「(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業」についてご説明いたします。

こちらの事業は、特定教育・保育施設や地域型保育事業の利用の際に、教育・保育にかかわる日用品、文房具、その他の物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収が行なわれた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案しまして、市が定める基準に該当したときに、その実費徴収の全部または一部を助成する事業でございます。

当市におきましても、事業の実施要綱を策定し、事業を行っているところでございます。

内容としましては、園に納付した実費負担金、実費納付金のうち、1 号認定児を対象とした月額 4,500 円までの給食費の助成。また、1 から 3 号認定児を対象とした月額 2,500 円までの教材費、行事費などの助成を実施しているところでございます。

実費徴収に係る補足給付に関しては以上となります。

なお、これらの事業につきましても、先ほどご説明申し上げましたとおり、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の点検評価の対象として進捗状況の取りまとめ等を実施していく予定となっております。

私からは以上でございます。

・会長

よろしいですか。じゃお願いします。

・事務局

続きまして、お手元の資料 2 「平成 28 年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について（国資料）」、こちらのほうの資料についてご説明いたします。

国のほうでは、幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みの一つとして、保育料に係る多子軽減に伴う多子計算の年齢制限の撤廃についてということで示されたものでございます。

お手元の資料の左側ですね。現行のところですがけれども、保育料の算定に当たりましては、幼稚園の場合、いわゆる1号認定の保育料を計算する場合につきましては、3歳から小学校3年生までの中で第1子、第2子という形でカウントし、第2子は保育料を半額、第3子以降が無料というような形でした。

一方で、保育所の2号、3号認定につきましては、ゼロ歳から小学校入学前までの児童の中で第1子が保育料満額、第2子保育料が半額、そして、第3子以降が無料というものがこれまでの現行だったんですけれども、こちらを平成28年4月からは年収約360万円未満の世帯については、その兄弟の年齢制限の上限を撤廃するというものでございます。

この年齢制限の撤廃というのは、いわゆる保護者と生計が同一の子ども、それから、例えば、孫等も含めて年齢にかかわらず、いわゆる保護者が看護をしている子どもの中で何番目かというような形でカウントし、実際の対象の保育園であったり、幼稚園の対象児童が第2子、第3子。第2子であれば保育料が半額というような形で、兄弟のカウントの仕方を広げるといったようなものでございます。

実際に、これが保育料の階層の中でこういった形で反映をされるかというのが、資料2の裏面の表になります。

(1) 二人親世帯の所得割課税額というところで、1号の場合ですと、この360万円未満相当の範囲というのが、市民税の所得割額で言いますと、第3階層の7万7,101円未満の世帯、こちらを約360万円未満相当の範囲と指定しています。

一方で、2号、3号認定につきましては、第4階層のうち5万7,700円未満の世帯、こちらを約360万円未満相当の世帯とし、ここに該当する場合は、先ほど申し上げたような兄弟のカウントの対象の幅を撤廃して、多子軽減の多子計算の兄弟カウントをしていくというものになります。

一方、下の(2)ですね。ひとり親世帯等の所得割課税額につきましては、1号、2号、3号ともに7万7,101円未満が約360万円未満相当の範囲というふうになりまして、軽減部分がひとり親世帯の場合につきましては、第1子が半額に変わります。そして、第2子以降が無料というふうな軽減を28年4月から適用していくというふうなことになっています。

以上が資料2の説明になります。

・事務局

続きまして、資料はございませんけれども、私のほうから、前回の会議まで答申取りまとめをいただきました件について、28年度の取り組み、また、検討状況、こちらをご報告させていただきます。

まず、昨年10月14日に市長より、児童館に係る北部地域の子育て支援機能と公共施設のあり方との関係（ハード面）、それから、北部地域の既存施設を活用した子育て支援機能（ソフト面）ということで諮問をさせていただきまして、1月の会議まで

4回の会議、それから、会議と会議の合間も含めて、委員の皆様には、本当にお忙しい中ご協力いただき、答申取りまとめといたしましていただきましたことを再度お礼を申し上げます。ありがとうございます。

そういった中、委員の皆様には、既にご連絡させていただいておりますが、ことしの1月22日に、会長名で市長に答申書ということでお渡しをしているところでございます。

これを尊重しまして、28年度、市としてどういった検討、取り組みがあるかという現在の状況でございますが、まず、ソフト面につきましては、答申書にも例示がございます。

読み上げますと、子育て支援機能充実の具体例としましては、現在、既に実施されている、なかよし広場事業等の拡充、これは、開催数や開催箇所の増加等でございます。

また、体育施設を利用した身体を動かす遊び、会議室を利用した室内遊び、公園等を利用した野外活動を行う取り組みなどが挙げられるとされている中、市としましては、28年度の予算におきましても、この答申を尊重しつつ、ソフト面の充実を図るべく盛り込んでいるところでございます。

現時点の具体的な内容としましては、これも会議の中でもお話しさせていただきましたけれども、まず、移動児童館の実施、現行年間2回行っているものについて、回数を4回にふやすと。まず、これは、既存の取り組みの拡充という位置づけの一つでございます。

またさらに、なかよし広場、こちらにつきましては、現在、第六小学校、第一小学校、第十小学校で実施しているものについて、開催箇所、実施箇所、これを拡充して既存の取り組みを充実させてまいりたいというところでございます。

また、新たな取り組みとしまして、やはりソフト面の充実ということで、いろいろなご意見いただく中で、既存の施設、この地域の既存の施設を活用した児童の居場所づくりというものも実施していきたいと考えているところでございます。

さらに、具体の部分といたしますと、この地域の既存の施設4カ所程度で、それぞれ月に1回程度、1回につき二、三時間程度。場所により対象年齢や内容も考慮し、こういった児童の居場所づくりとして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

今後、いろいろ関係機関や関係部署との協議調整まだ行わなければならないものがございます。また、周知の期間なども鑑みながら、大体ことしの7月の実施を目指して、市としては準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。ソフト面については、このような状況でございます。

また、ハード面につきましては、あわせてこの会議でも資料として並行してお出しさせていただきましたが、公共施設のあり方に関する基本方針というのが、今後出てまいりますので、これらが推進される中、また、28年度中にそういったハード面にかかわる方向性、これを出せるように努力してまいりたいというような状況でございます。

児童館に係る北部地域の子育て支援については、私のほうからの説明は以上でございます。

います。

・事務局

最後に、私のほうから、このたび東久留米市として策定しました「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」、資料1になります。こちらにつきまして30分弱お時間いただきましてご説明……。

・委員

その前にこの資料2について確認が、話がかわっちゃうんでお伺いしたいことがあるんですが、よろしいでしょうか。

・会長

資料2についてご質問ですか。はい、どうぞ。

・委員

この資料2の（国資料）と書かれている、幼児教育の段階的無償化に向けた取り組み。私の理解がちょっと違うとあれなんですけど、第3子については、私ども幼稚園も所得制限を設けていなかったように思うんですけど、新しくなると、このように年齢制限の撤廃がある。米印、同居も不要となることで、第3子については年収が約360万未満相当に限るというふうに後退することになるんでしょうか。私の理解では所得制限はなかった記憶なんですけど。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

これまで、幼稚園の場合は、3歳から小学校3年生までの兄弟範囲で見て、先生がおっしゃるとおり、第3子については所得に関係なく、どの階層でも無料となっていました。

あと保育園に関しましては、ゼロ歳から就学前までの子どもたちを見た中で第3子の子は、こちらも所得が幾らであっても無料といった中で、今回の改正に当たりましては、この幅を幼稚園で言う3歳から小学校3年生まで、保育所で言いますとゼロ歳から就学前まで、この幅を年収360万未満相当の方につきましては、兄弟関係の幅を広げるといったことの中で、第3子については、その第3子は無料といった形になるので、これまでは、その枠の範囲内に入っている第3子というのは、どの階層であっても無料だったんですけど、今回につきまして、年収360万未満だと、例えばですけど、別枠で、その年齢枠が広がった中の第3子という考え方ができますので、これまでの年齢枠の中では、例えば、第3子にならなかった子が、年収360万未満の今度広がった枠の中で第3子になる可能性がある。そういった子は無料になりますよといった今回改正が行われると。現行のものは残したままですね。

・会長
よろしいですか。

・委員
これは、段階的無償化に向けたということなんで、これがだんだん所得がちょっとずつふえていって、最終的には全世帯がこれになるという方向性という部分は。

・会長
はい、じゃお願いします。

・事務局
これは国のレベルで考えてることで、幼児期の無償化を目指す中で、年々年々段階的にいろんな無償化の取り組みを進めてきている経緯がございます。それは、国の予算規模なども鑑みながら、今回につきましては、多子軽減に伴う多子計算の年齢制限の撤廃と。来年度以降、じゃこれが段階的にどんなふうになっていくのかっていうのは、またこれにつきましては国のほうで検討し、今年度と一緒にかもしれませんし、さらに段階的無償化を進めるための取り組みが何かしら打たれるかもしれないんですけど、今現在私どもが把握してるのは、今年度——今年度というか、28年度こういったことをやっていくといったところでございます。

・会長
よろしいですか。

・委員
東久留米市でもこの4月からこれを取り入れるということですか。

・事務局
はい。東久留米市としてもこれに対応してまいります。

・会長
よろしいですか。

・委員
保育所のほうはよくわからないんですが、幼稚園は全国私立幼稚園連合会では、幼児教育の無償化に向けていろいろ運動をしております。ですから、最終的には、国が定める保育料ということで、全国一律の保育料について第3子から、次は第2子も無償、第1子も無償という流れになっていけばいいなという運動をしております。

・会長
いいですか。

それでは、資料1の説明をお願いします。

・事務局

改めまして資料1、今このたび私ども策定しました「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」につきまして、ちょっと御時間いただきまして説明させていただきます。

まずお手元資料1ページ目ごらんください。1ページ目、第1章では、計画の策定に当たってということで、初めに計画の趣旨について述べているところでございます。

本市では、平成22年3月に策定しました「次世代育成支援行動計画（後期）」また、皆様方にご議論いただきました、平成27年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づきまして、子育て世帯のニーズに添えていく体制づくりを進めているところでございます。

そのような中、国は喫緊の課題であります保育園の待機児童解消に向けまして「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を整備することとし、さらにここで目標10万人分を上積みして、約50万人分とすることが示されているところでございます。

一方、三位一体改革によりまして、市立保育園の運営費といったものが平成16年度から、市立保育園の施設整備費につきましては18年度から一般財源化されておりました、市立保育園の運営管理を取り巻く環境といったものは非常に厳しいものとなっております。

このこととあわせまして、市立保育園を民営化することによりまして、待機児の解消が図れることでありますとか、多様な保育サービスが提供できるといったことから、これまで市立保育園3園を公設民営化、また1園を民設民営化してきましたが、さらなる民間活力の活用が求められているところでございます。

つきましては、平成29年度末、平成30年度当初に向けた待機児童解消策を計画的に進めるとともに、施設の老朽化が進んでおります市立保育園の当面の方向性を示すために、この実施計画を策定したものでございます。

なお、本計画におきましては、これまで私どもとして策定してまいりました「東久留米市立保育園の民営化実施計画（再々改定版）（平成19年度から29年度）」これにこの実施計画はかわるものであるといった整理をしたところでございます。

続きまして、2ページ目、1枚おめくりいただきまして、2ページ目上段をごらんください。

本計画につきましては、子ども・子育て支援事業計画におけます「幼児期の教育・保育提供体制の確保」、こちらを具現化するとともに、東久留米市財政健全経営計画（実行プラン）におけます「市立保育園の民間活力の導入による行政サービスの維持、向上」、これを具現化するための計画として位置づけるものでございます。

また、本計画、この実施計画の計画期間は、平成34年度までとし、必要に応じて見直しを行ってまいります。

この計画期間、平成34年度までとした理由につきましては、後ほどご説明いたしますしんかわ保育園の民間化によりまして、現行のしんかわ保育園の閉園が最長で34年

度末を予定しているため、計画期間はそれに合わせたものでございます。

2 ページ目中段では、計画策定の基本的考え方を記載してございます。

(1) の部分では、保育行政の根拠法令であります子ども・子育て支援法、また、児童福祉法の理念にのっとり計画を策定することとしてございます。

(2) の部分では、市が担う保育の公的責任、役割について示したところでございます。

市が今後、保育の公的責任を果たすため担っていく役割として、1つ目としましては、多様な提供主体による利用者の選択制を確保するとともに、誰もが等しく保育サービスが受けられるよう待機児童の解消を進めること。

2つ目としましては、公立、民間といった運営主体にかかわらず、本市全体の保育サービスの質が維持、向上するよう努力していく。こういったことを改めてここで示したものでございます。

(3) の部分では、第3章に記載します「保育サービスの施設整備」の基本的考え方として、平成29年度末までに待機児童の解消を目指すとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう民間の認可保育所や小規模保育事業所などを整備することをうたっているところでございます。

(4) の部分では、第4章に記載します「市立保育園の民間化」の基本的考え方としまして、保育サービスの民間活力への転換を行うことで、さまざまな効果が期待できることから、市立保育園は順次閉園し、民間の持つノウハウや専門性などを生かした保育サービスの維持、向上に取り組んでまいると。なお、待機児童が存在している間は、その推移を注視しながら、必要に応じて待機児童解消に向けた保育サービスの施設整備を検討することと並行して、市立保育園の民間化を図ることを示しているところでございます。

続きまして、3ページになります。3ページにつきましては、これまで本市が行ってきた待機児童解消策を取りまとめたものでございます。

次世代育成支援行動計画（後期）の計画期間中であります平成22年度から26年度までの5カ年で366名の待機児童解消策は講じてきたものの、実際に待機児童数といったものは2名しか減らなかった。このことについては、潜在的な待機児童が表面化したことであるとか、女性の社会進出が進んでいることなどが主な要因として考えられるのではないかといたこととお示したところでございます。

おめくりいただきまして、4ページになります。

4ページにつきましては、子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、平成25年度に利用希望把握調査（ニーズ調査）を実施させていただきました。このニーズ調査につきましては、潜在的なニーズも含めた幼児期の教育・保育の量の見込み（幼児期の教育・保育のニーズ）といったものを推計していますので、こちらにつきまして子ども・子育て支援事業計画のほうから引用したものでございます。

続きまして、5ページをごらんいただけますでしょうか。

本計画につきましては、この実施計画につきましては、待機児童の解消といった課題、また市立保育園の老朽化への対応といった課題、この本市の保育行政が抱えます2つの大きな課題、これらを解決するとともに、結果的にも子ども・子育て支援事業

計画で掲げました保育ニーズに応じます確保目標数値、こちらにつきましてはクリアできるといった整理をしたところでございます。

したがいまして、まず第3章では、平成29年度末、平成30年度当初に向けました待機児童解消を目指した保育サービスの施設整備計画について記載しているところでございます。

今後の施設整備に関する方針としましては、待機児の解消でありますとか、多様な保育サービスの提供を目指すことを目的に、1つ目の柱として、保育ニーズの高い駅周辺に重点的に整備、2つ目の柱としまして、公有地の有効活用、3つ目の柱としまして、子ども・子育て支援新制度の対象施設への移行、こういったものを基本的な柱と据えて進めていくといったことをお示ししているところでございます。

続きまして、6ページから7ページ目にかけてが、今後行っていく具体的な施設整備計画になってございます。

今回、お示ししました施設整備計画によりまして、平成30年度までに312名の待機児童解消策が図られ、認可保育所等の定員は2,280名に増員いたします。

具体的には、平成28年度は、1つ目として認証保育所でやっていたなかよし保育園の小規模保育事業所化、2つ目としまして、柳窪四丁目の家庭的保育事業所の小規模保育事業所化、3つ目としまして、本町一丁目の小規模保育事業所の新規開設、こちらを予定しているところでございます。

続きまして、平成29年度におきましては、1つ目としては、市営西第十自転車等駐車場跡地への認可保育所の新規開設、2つ目としまして、久留米みのり保育園の定員拡大、3つ目としまして、さいわい保育園の民設民営化を予定しているところでございます。

平成30年度につきましては、中央町地域への認可保育所の誘致を予定してございます。

なお、各年度に予定している施設設備計画といったものは、先ほどご説明しました施設整備にかかわります3つの基本的な柱のいずれかに該当するように整理しているところでございます。

続きまして、7ページ目中段につきましては、その312名の待機児童解消策を行ったことにより、子ども・子育て支援事業計画におけます施設区分けごとの確保予定数といったものはどうなるのかといったことをお示ししているところでございます。

また、7ページ目下段では、こういった施設整備計画だけにとどまらず、市では待機児童解消に当たっては、多様な保育ニーズに応えられるよう、認可保育所との施設整備だけでなく、幼稚園などで行っております一時預かり事業（預かり保育事業を含む）、こういったことも活用しながら子育て支援サービス全般に生かして進めていくことをお示ししているところでございます。

おめぐりいただきまして8ページになります。まず8ページ目では市立保育園の民間化とはどういったことを定義しているのかといったところをお示ししているところでございます。

保育園におけます保育は、保育理念や目標に基づきまして子どもや保護者の状況、地域の実情などを踏まえて行うものでございます。

また、全ての子どもの最善の利益のためには、子どもの健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、保育園が行うべき保育の内容等に関します全国共通の枠組みに基づいて行うことが必要でございます。

このため保育園は、保育所保育のガイドラインであります保育所保育指針、また施設整備や職員配置等の基準であります児童福祉施設最低基準などに基づきまして日々保育を行っているところでございます。

保育園は、養護と教育を一体的に行うことを特性としまして、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割と、通園する子どもの保護者に対する支援、また、地域の子育て家庭に対する支援といった役割を担ってございます。

このため、保育園は、児童福祉施設の一つとして、また地域の子育て支援拠点として機能を果たしていくことが肝要でありまして、市立保育園と民間の保育園とが担う役割に違いはないと考えているところでございます。

本市におきましては、これまで3園を公設民営化、1園を民設民営化することで、民間のノウハウでありますとか、専門性などを生かし、保育サービスの質を高めながら経費抑制を図ってまいりましたが、さらなる民間活力の導入によります効率的な保育行政の維持、向上に努めることが必要だと考えているところでございます。

つきましては、民間から供給されます保育サービスといったものを積極的に活用することで、多様な保育サービスの提供による保護者の選択肢の拡大、また保育園の運営にかかわる経費の縮減が図れるといったこととともに、費用を発生させずに市立保育園の老朽化への対応といった課題が解決できるといった効果があることも勘案しまして、施設の老朽化の程度などを踏まえ、市立保育園を閉園し、民間サービスへの転換を図ることを市立保育園の民間化と定義して、この考えに基づき進めていくといったこととお示ししたところでございます。

(1)の部分では、市立保育園の民間化の効果につきまして、3点掲げているところです。

1点目としては、民間活力への転換を図ることで多様なニーズに応える保育サービスが提供でき、保護者の選択肢の拡大が図れますと。2つ目として、保育園の運営にかかる経費の縮減が図れますと。3点目として、市立保育園を閉園することで、施設の老朽化への対応といった課題が解決できますといったことを効果としてお示ししたところでございます。

また、市立保育園の民間化の方針としましては、アとして、最終的には市立保育園全園の民間化を目指します。イとして、施設の老朽化の程度や開設年月日、集合住宅などの建てかえの動向及び保育園の偏在を踏まえ、保育士などの退職者数を勘案しながら、順次民間化を進めていきます。ウとしまして、民間化した市立保育園の人員を活用し、保育士等の退職者は原則として不補充とします。エとして、民間化する市立保育園は低年齢児から段階的に募集停止しますが、在園児は当該園での卒園を保障します。オとしまして、市立保育園の民間化では、これまでのような市立保育園の引継園を整備する必要性が生じないため、引継保育は行いませんといったこととお示ししたところでございます。

続きまして、9ページ目から10ページ目上段にかけては、これらの民間化を行

う上での効果や方針にかかわる資料としまして、保育所の運営にかかわる経費でありますとか、可能になった保育サービス、また保育園の市立保育園の保育士等の退職予定数などを記載しているところでございます。

続きまして、10 ページ目、中段から下段にかけましてが、市立保育園の民間化計画、いわゆる次の対象園がどこなのかといったことをお示ししたところでございます。

現行のしんかわ保育園につきましては、施設の老朽化が進んでいることから、民間化対象園として選定しましたと。なお、しんかわ保育園の民間化に際して、平成 29 年度末の待機児童解消に向けた保育サービスの施設整備は、駅周辺を重点的に行うことを基本的な柱としてございます。

しんかわ保育園につきましては、平成 30 年度のゼロ歳児から段階的に募集を停止し、在園児が卒園した後、34 年度末の予定でありますけど、そこで閉園いたします。

また、しんかわ保育園の在園児の保護者の方が他の保育園へ転園希望する際は、他の保護者との公平性を損なわない範囲で配慮しますとお示ししたところでございます。

また、その他の公設公営の保育園につきましては、今後も民間化の可能性について検討すること。なお、民間化されるまでの間は、認可保育所として適正に管理運営していくことを述べているところでございます。

11 ページ、ごらんください。冒頭でもご説明したとおり、本実施計画につきましては、これまでの民営化実施計画（再々改定版）にかわるものでございますので、現在進めております、さいわい保育園の民営化につきましては、民営化実施計画（再々改定版）から抜粋、引用し、それを 11 ページから 13 ページに記載したものでございます。

続いて、14 ページになります。14 ページでは、市立保育園の給食調理業務委託の計画についてを記載してございます。

市立保育園の給食調理を取り巻く状況としましては、年々増加、複雑化する食物アレルギーのある園児への対応でありますとか、〇157 などへの新たな対策の必要性、また、東久留米市の行財政改革に向けた取り組みによります退職者不補充の運用によりまして、正規職員の調理員配置が困難になっていることなど、市立保育園 2 園で給食調理業務委託を開始しました平成 17 年度当時に想定できなかった新たな課題が発生してございます。

こういった課題解決に向けましては、民間活力の導入による行政サービスの維持、向上に努め、今後も安全で質の高い給食を提供できるよう、平成 28 年度下半期からまえさわ保育園、また、29 年度下半期からさらに 1 園で給食調理業務を民間委託し、新たな課題に対応していくことをお示ししたところでございます。

続きまして、15 ページ、ごらんください。こちらの章では、本実施計画におけます第 3 章で示しました待機児童解消に向けた保育サービスの施設整備、また第 4 章で示しました市立保育園の民間化、また、第 5 章で示しました現在進めている市立保育園の民営化・委託化、これらを反映しました平成 30 年度及び平成 31 年度の幼児期の教育・保育提供体制の確保数値がどのようになるかといったものを記載してございます。

15 ページの表の上段、細かいフォントになっているほうが子ども・子育て支援事業計画で掲げました平成 30 年度における保育園等の確保目標数値、受け入れ目標数値です

ね、こちらが細いフォント。下段が本実施計画におけます施設整備計画などを実施した際の受け入れ目標、受け入れ予定数となっておりまして、太いほうのフォントが本実施計画の受け入れ予定数です。この両方の数値を比べていただくと、非常に近似値となっております。

こういったこともありまして、本実施計画を推進することで子ども・子育て支援事業計画に掲げました幼児期の教育・保育提供体制の確保の目標数値、これのクリアを目指していくと。そういった意味からして、本実施計画につきましては、子ども・子育て支援事業計画のその確保目標数値を具現化する計画と位置づけているものでございます。

16 ページにつきましては、平成 31 年度におけるこの実施計画で掲げている事業・施策を行ったときの反映した数値といったものになってございます。

17 ページにおきましては、本実施計画を推進するに当たりまして、市は保育サービスの質の向上に向けてどのような役割を担っていくのかといったことをお示したところでございます。

この部分につきましては、計画の基本的考え方でお示しました市の公的責任の一つであります、公立、私立といった運営主体にかかわらず、公立、民間といった運営主体にかかわらず市全体の保育サービスの質が維持向上するよう努めていくと。それが市の公的責任の一つだといったことを、実際にどういったことを具体的にやるのかといったことをお示したところでございます。

1つ目としては、施設種別ごとの園長会、また、連絡会などを開催し、意見交換や情報提供を行っていく。2つ目としては、公設公営、公設民営の認可保育所だけでなく、市内の民間の認可保育所も含めた入園、在園する障害児や、特別の支援を要する子どもの処遇を検討する体制づくりとともに、現行の障害児・特別の支援を要する子どもの保育の充実に向けた補助制度の拡充について検討していく。3つ目としては、市内の保育サービス事業所の保育士などが参加できる研修会を企画、開催していく。4つ目としては、現行の認証保育所でありますとか、私学助成を受けて経営している幼稚園が、子ども・子育て支援新制度の対象となる施設へ移行することを支援していくといったことを、これらをもって市としては、本市全体の保育サービスの質の向上に努めているといったことをお示したところでございます。

18 ページ目以降が、担当課で取りまとめしました市立保育園の施設状況になってございます。

19 ページの表に取りまとめましたとおり、現時点におきます老朽化の程度といったものは、一番高いのがしんかわ保育園、次にさいわい保育園、その次は、現在雨漏りが発生しておりますちゅうおう保育園が点数が高くなっているといった状況になってございます。

本市としましては、本計画を策定することによりまして、保育行政にかかわります本市の課題である待機児童の解消、また、市立保育園の施設の老朽化への対応、こういったこと等々に並行して取り組みまして、子ども・子育て支援事業計画で定めました量の見込みに応じた幼児期の教育・保育の確保目標、これを達成させると。結果として、そういった形になるといった整理をしたものでございます。

なお、本実施計画におけます6ページに記載した予定施設整備計画につきましては、平成28年度当初予算において必要な経費を予算計上しているといった状況になってございます。

以上が、この実施計画の説明になります。

・会長

ご説明はよろしいですか。

それでは、ただいまの資料1について詳細にご説明を行ったわけですが、これに対する質問といたしますか、どうでしょうか。はい。

・委員

いろいろと質問があり過ぎて、どこから聞いていいのかちょっとよくわからないんですけど、そもそもなぜ全園民間化を目指すということなのか。

そして、民設民営園、民間化を行った保育園の検証をしていच्छゃらないと思うんですけど、なぜ民間化したのか教えてください。

・会長

お願いします。

・事務局

この件については、どこまで何をご説明すればというところはあるんですけど、まず、なぜ全園民間化と言いますと、本市におきましては、これまでも市立保育園につきましては、民間活力を導入していくといった考え方のもと、そういったことについては全園民営化、また、全園民間化といった大きな方向性は民間活力を活用していく。保育行政については、民間活力に転換していく。そういった考え方は変わらないのかなと思っているところで、そういったところを目指しているといったところがございます。

民設・民営化への検証につきましては、これも市議会等でご答弁させていただいてるところではあるんですけど、事業者が行います第三者評価の受審でありますとか、保護者アンケートなどの結果をもってして、私どものほうとしては検証しているといった整理をしているところがございます。

・会長

ほかにどうですか。

・委員

その検証しないで、どうやって保育行政の質の向上に努めることができるのか。また、後ろのほうにある17ページの3の、預けている保護者の声、市民の声はどこにも聞いてもらえないのかなっていう。それでどうして質の向上に向けられるのか、ちょっとわからないので教えてください。

・会長

はい、お願いします。

・事務局

私どもとしては、当然、施設種別ごとの園長会とか連絡会で、当然、各保育園いろいろなねらいをもって保育をしていく中で、そういった形の情報共有に努めてまいりたいと思っていますし、本市全体の保育行政の底上げも行ってまいりたいと思っていますところでは。

また、障害児・特別支援を要する子どもの保育の充実でありますとか、合同研修会の開催と。こういった取り組みを進めることによりまして、計画の中でも示してございますけど、公立とか民間といった運営主体にかかわらず本市自体の保育行政の底上げはしていきたいと、そういった取り組みはしてまいりたいと考えているところでございます。

・委員

その都度、検証は行わない。

・事務局

一問一答になってはいますが、過去においては、平成 23 年度にひばり保育園、また、上の原さくら保育園の民営化についての検証というのは市として行ってきたといった経緯はございます。

また、今回、直近では平成 26 年 4 月から民設民営化園が開設したんですけど、こちらの検証につきましては、先ほど言ったとおり、事業者が主体となって行ってます第三者評価の受審、またこれに伴います保護者アンケートの結果、こういったことを参考にして把握しているところでございます。

・会長

それじゃ、ほかの方どうぞ。

・委員

今回、この計画をいただいているいろいろ見させていただいて、私ざっと 30 ぐらい、聞きたいこといっぱいあります。ここを出してると大変なので、まず率直にお聞きしたいところが、まずずっとここに 1 ページ目のところに東久留米市立保育園の民営化実施計画にかわるものですと。そのかわるものを簡単に出せるものなんだというのが、率直な感想なんです。

今まで大体こういったものが出されると、計画案とか、(案)がついていて、こういった場が出てきて、意見を聞いたりだとか、論議する場、ここの場の大事なところかなだとか、子ども・子育て会議で、これやっぱりみんなの意見を聞いてやっていくということで積み上げてきたものなのかなと思ってたので、そこら辺で、子ども・子育て会議でやってきた。僕らはこの事業計画とかいろいろつくってきました。

それが今回そういうものが一切なく、かわる場もなく、計画とはどういうことなのかなということがまず一つです。2ページ目にも書いてありますが、子ども・子育て支援事業計画における幼児期教育・保育提供体制の確保を具体化と書いてある。具体化するだったら、我々にもかかわることなのに、きょうこういう計画、案ではなくて計画が出されて、しかも、3月議会はこれは出されるわけですよ。出されてるんですよ。これはもう計画として認められてるものと捉えていいのか、まだ、あくまでも計画をそういうふうに立てますよと、変えますよという報告として受けとめていいのか、そこをまず確認したいということ。

あと民営化問題に関してここで話すとなると本当に時間が無くなると思うんで、余りたくさんのお話を話すわけにいかないと思うんですが、ただ、やはりいろいろなことがあったわけじゃないですか。それは部長、課長もご存じのように、民営化問題に関しては。ただ、本当に100%の方が民営化反対というわけじゃなくて、いろんな考えの方がいらっしゃる。民営化したほうがいいという方もいらっしゃる。よくわからない、反対の方がいらっしゃる。ただ、やっぱりこれ保護者との中でいろんなことがあって、それに関しては、該当園の父母の方もいろんな大変な努力があったと思いますし、いろんな経過があったと思います。保育園の先生たちも大変だったと思います。もちろん保育課とか市のほうも大変だったと思います、これをつくるに当たって。そういう経過がある中で、逆にそういうものを出すに当たっては、いろいろな配慮とか出し方が熟慮されないといけないんじゃないかと思うんです。今回、そういった配慮というのがあったのか、まずそこをお聞かせください。

・会長

お願いします。

・事務局

幾つかちょっとご質問いただいたのを総合的にご回答をする形になってしまいうところもあるかなと思いますが、まずこの計画について、この実施計画につきましては、説明の中でも触れさせていただいてるとおり、東久留米市子ども・子育て支援事業計画における幼児期の教育・保育提供体制の確保の数値目標、これを具現化する計画として位置づけてございます。

当然、皆様ご承知のとおり、この子ども・子育て支援計画といったものは、子ども・子育て会議で長期間精力的にご議論いただいて、数値目標も設定した。ただ、その数値目標を設定するに当たっては、具体的な計画は示せないのかどうかといったご議論もあったと私は認識してらるんですね。

そういった中で、今回こういった形で待機児童解消の具体的な施設整備計画を取りまとめ、また、市立保育園の民間活力の活用といった課題、こちらにつきましても整理して、この計画をお示しさせていただいているといった状況でございます。

この計画としてこれが認められてるかどうかといったご質問につきましては、当然、庁内の意思決定を経て、こちらにつきましても実施計画として公表してらるものでありますので、そういった意味では決定していると、庁内で意思決定はしたといった形に

なっております。

あわせて、この実施計画、民営化、これまでもいろいろな実施計画について策定してまいりましたが、今回につきましては、先ほど言ったとおり、この子ども・子育て支援事業計画の待機児目標の目標数値を具現化する計画であること等を踏まえまして、また、その確保目標数値につきましては、一定ご議論いただいたことも踏まえまして、こちらにつきましては、庁内のほうで意思決定させていただいたと、整理したところでございます。

・委員

ちょっとすみません。最後のほうでちょっと質問した、いろいろなこれまでの民営化の取り組みの中でのそういった利用者の方とか、そういったことでの経過を踏まえて、今回この計画を発表する中で、そういった部分を熟慮した、配慮された点はあるのかということはどうなんですか。非常にやっぱり今回この計画見たところで、何でという声が非常に大きいです。

まず、この民営化と民間化の違いというのは何なんだということをおちょっと、これを見たら、僕が簡単に見ると、民営化に関しては、引き継ぎをしていくというのがありましたけれども、今回、この9ページのほうに書いてありましたよね。市立保育園の引継園を整備する必要性が生じないため引継保育は行いません。これは何でって。何で民間化ではこうなのっていう声が大きいですし、実際にしんかわ保育園にもう入園が決まった方は、これがわかってたら入園希望出さなかったという方もいらっしゃいます。

そこまでの、いわゆる今保活の問題って言われてるわけじゃないですか。やっと入れた保育園なのに、何でまたここでこんなことが起きるのという部分があるんです。そういったところで、本当に確かにこれで、この計画をやると、量の確保とかできるかもしれませんよ。でもそれは数値的な問題であって、本当に保護者が、もともと子ども・子育て支援法というのは、安心して子育てするための法律じゃないですか。これのもとに基づいた計画じゃないですか。やっと入れたのに、何でまたこれでやめなといけないんですか。そういった意味で熟慮、配慮されているんですかということを知りたいんです。

・会長

はい、どうですか。

・事務局

今、ご意見を頂戴してるところではあるんですけど、私どもとしましては、この計画につきまして、4月以降なるべく早い時期に、4月以降新入園児の方々も入ってきますので、なるべく早い時期に保護者の方々に説明する機会を設けていただき、また、そういった中でご理解賜えるように努力してまいりたいと考えているところです。

・委員

説明の前に、議会でさいわいとしんかわの両方を民営化、民間化することで5,000万円の財政効果があるという答弁がありましたよね、市の。説明の前にそういう答弁がされてるから、余計そういう部分で不信感とか出てくるわけじゃないですか。

いろいろな市の考え方があると思います。わかります。財政事情とか子ども・子育て支援の話をしていく中で、僕らが例えば本来こうあるべきじゃないかといろんな話をしてきました。でも市は市の財政がある中で、そこを理解した中で、話はしっかり意見も出してきたつもりですよ。

そういう中で、これまでのいろんな経過とか、何とかつくってきた関係というのは、今回のやり方では、本当に振り出しに戻ったんじゃないのかな。そこをすごく強く思いました。

・事務局

今、委員からいろいろ意見をいただけてますけれども、ご自身がおっしゃってるように、そもそもこの子ども・子育て会議の役割とか、そういったことは〇〇委員もご理解をされてるんだろうと思います。

一方で、今いろいろとおっしゃっていただいた内容というのは、確かに今議会でのいろいろな議論などの内容も踏まえて、今ちょっとお話されてるようですけども、やはりそのところは、それは一定の議会のやりとりはやりとりとして、私どももきちんと議論をさせていただいてはおりますけれども、一方でその委員がみずからおっしゃってるように、この子ども・子育て会議でのいわゆる役割であるとか、それから、この内容に関してということで、その辺のところは、ある意味、むしろこの子ども・子育て会議の役割を超えるような部分でのちょっといろいろなお話もあったので、今、事務局からお答えをさせていただいている範囲で、これは本当に子ども・子育て会議でのその役割のことを前提として、繰り返しになりますけれども、皆さんで長時間ご議論いただきました、いわゆるこの子ども・子育て支援事業計画のいわゆるニーズと、それから、いわゆるこれは需要と供給の関係ですよ。これで本当に待機児童解消ということが、本当に喫緊の課題だと。その待機児童解消に関して、いわゆるニーズ調査をやりながら、この東久留米で潜在の需要も含めて、どのぐらいの見込みがあるんだろう。それに関して確保の方策を皆さんで議論いただいた。じゃ実際に、その議論いただいた内容が委員もおっしゃってましたように、数字だけのことでなくて、本当にやっぱり認可保育所なども含めて、どのように確保されていくんですか。そういったことに関してしっかりと行政としても実現の方策についてはお願いしたいというような、そういった議論もあったかに思っておりますけれども、それについて今、事務局が申し述べたように、その皆さんで議論いただいた、そういったニーズ、需要に呼応する、対応するその確保方策を、私どもとしては行政としてきちんとお示しをした。それが、この私たちの、この子ども・子育て会議に皆さんで議論いただいた一つの結果として今回この内容としてお示しをした。そういうことなので、その辺のところは一定ご理解をいただければありがたいというふうに思います。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

先ほどから平成 16 年に国の財源、一般財源化されたということは、平たく言えば、国からの公立保育園に補助金が出なくなったということになり、公立保育園を維持するためには、それぞれ市区町村の市税なり区税なりを全額投入して、それで保育園の、保育所の運営をしている。そういう形でいると、平等性、機会の平等性を考えたら、できたら民間化することで保育サービスが、保育サービスの捉え方はいろいろなので、そういうサービスを私は認めませんと言われてしまったら、もういたし方がないんですが、そういう意味も込めて民間化なのかなと私は。どっちがいいって意味ではなく、同じ子育てをしている人たちも市税を払い、そして、子育てが終わった人、結構、もう全然子どもなんかには関係ない人たちも市税を払っている。そういう中である程度、皆さんにご理解いただける形で待機児童も解消できればというような考えで、国が最初に公立にはお金出しませんよという決定をしたところから、でも市区町村には保育に欠ける子どもを本当保育する義務がありますよというのは、ついでにセットになっている。そういう意味での解消策ということで、それがいいか悪いかは、それぞれの立場によって、公立保育園の文化が非常によくって、それでそのまま進めたいという方もいれば、先ほど来、出ているように、検証されたということでお母さんたちのアンケートもとったとすると、民営保育園の保育のほうがいいという方たちもいて、あとは子どもいない人たちの考えもあったり、いろんな部分があるので、なかなか難しいと思います。最初に国がそういう政策を地方のほうにおろしたというところから発生してるのかなという理解を私はしています、どっちがいいのか悪いのかは別として。

・会長

この民営化問題、先ほど事務局の説明で、この庁内で決定、意思をかなり固めてきてる内容だということでも今ご説明がありましたけれども、この民営化に関してこの場でいろんな意見を出しておられることは、大いに私結構だと思うんですけども、この場でその是非を決定すると、非常にこの委員会の持つてる役割というか、これ難しい問題のような気がするんですよ。

ですから、どうでしょうかね。もう少しいろんな、意見があれば出していただいて……、いいですか。はい。

・事務局

今の会長のお話もございましたが、今回、この3のその他の議題としましては、諸報告という形で報告をさせていただいておりますので、基本的にはまず報告がメインであります。その中で先ほど来、いただいた意見が幾つかございまして、それに対して事務局のほうでもわかる範囲でお答えさせていただいてというところがございます。現時点ではそういう状況でございますので、あとは御時間の関係含めて、会長のほう

で進めていただきたいと考えています。

・会長

報告ですよ、そうしますと。報告ということで一定のそれに対するご意見を伺いたいという形で、一定意見を出された上で、時間との関係を見ながら報告を受けて、この場として意見が出されたということによろしいんですか。

・事務局

そういった中で先ほど幾つか、例えば、資料2ですとか、今の資料1についてご意見もいただいたという、こういうのが現状でございます。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

報告ですけど案ではないんですよね。これさっき言ったけど、行動計画（案）なのか、こういう行動計画をつくりましたという報告なのか。この後、僕らがいろいろ意見を出して、そこで内容がいろいろ変わったりとか、そういうことなら変えときますとか、そういう余地があるものなのか。こういうものをつくりました、これでご了承くださいという報告なのか。

・事務局

それは、先ほど事務局からもご報告させていただきましたけれども、庁内の決定はされておるものに対して今回ご報告をするという、そういったスタンスのものでございます。ここでご意見をいただいて内容が変わるとい、そういったところのものではございません。

・委員

2ページ目の「本計画の計画期間は、34年度までとし、必要に応じて見直しを行っていくこととします」と書いてあることを考えると、意見が出ることによって変わっていく部分があるかもしれない。

・会長

はい、じゃどうぞ。

・事務局

まず、この計画につきましては、待機児童解消の具体的な施設整備計画を掲げさせていただいて、その軸となるのは、皆様にご議論いただきました子ども・子育て支援事業計画におけます量の見込みであるとか、提供体制の確保・目標数値と。そういったものを軸、ベースにしてるんですが、今後におきましても、待機児童の推移を注視

しながら、必要に応じて子ども・子育て支援事業計画におけます、先ほど言った目標数値でありますとか、保育サービスの施設整備に関する方針に基づきまして施設整備を検討していく。そういった中で必要に応じて見直しすることもあるといった形を計画上お示ししているものでありまして、現時点におきましては、例えば、このタイミングでこういったことがあるから、こういった見直しを行いますといったことはまだ予定してなく、市として考えているのは、先ほど言ったような形での見直しがあるのかなと思っているところでございます。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

今の話に続くんじゃないんです。私ちょっと違う、駅周辺というところまで、駅周辺なのか。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

同じように就学前のお子さんを預かる幼稚園の立場とすると、もちろん待機児童解消というのは、皆さんのために大切なんですが、この計画がものすごく駅周辺ということを強調されているんですが、私が見聞きする限りでは、駅周辺の保育園保育はどうしても公園を利用して運動をするとか、マンションの2階、それから、駅の下、そういう形の保育園になっているような気がするんですね。

確かに預ける側のお母さんとする、駅まで連れて行って、その近くで子どもを預ければいいという保護者とする、利便性は高いのかもしれないけれども、もちろんそれも大事だと思うんですね、思うけれども、じゃ立場、子どもは何も主張しませんから、変な話、ゼロ歳から五、六歳までの期間を過ごす場所として、できたらここまで駅周辺に特化されてしまうと、保護者のほうだけの利便性を余りに前面に出し過ぎるのは、同じようにお子さんを預かる立場とすると、やはりうちの孫がそこ入るのどうかという自分に置きかえると、やむなく皆さん選択はされると思いますが、市がこれから計画をしていくのに、ここまで駅周辺に特化する、この意見が全然通る、通らないという問題じゃないかもしれないけれども、計画の段階で若干手直しが可能であれば、何もすごく遠いところ、駅からすごく離れたところが土地があるからそこを利用しろとは言いませんけれども、もう少し子どもの育ちということに少しだけ視点を、そっちにも視点が欲しいかなというふうに思うんです。ですから、ひとつ意見として申しわけないんですが、言わせていただきます。

・会長

どうもありがとうございました。

じゃ、どうぞ。

・事務局

まず、私どもは駅周辺、保育ニーズの高い駅周辺に重点的に整備といったことを基本的な柱の一つとして掲げさせていただいた理由としては、やはり入所申請の希望保育園を見てると、やはり駅周辺が非常に多いといった現実がございます。

また、駅周辺であっても、確かに委員おっしゃるとおり、園庭がない園。また、園庭がある園もあるのも事実です。認可保育所につきましては、園庭がない場合は代替公園等で補うことができますし、委員からも先ほどご意見出たとおり、その園庭がある、園庭がなし、代替公園である、代替公園じゃなくて園庭でできるといったこと以上に、やはり子どもたちの活動保障としてどういったことができるのかといったところが非常に重要なのかなと思っているところです。

そういったことにつきましても、やはり私立園長会などで意見交換をしながら、そういったことも、仮に園庭がなく代替公園使ってるんだけれども、こういった園庭と同じような活動は保障してますとか、そういったことも意見交換などにも努めてまいりたい。また、そういった形をもってしても、保育の質の向上に努めていきたいと考えているところでございます。

・会長

それでは、先ほど来……。

ありますか、はい、どうぞ。

・委員

ちょっと具体的にちょっとお聞きしたいのは、9ページの保育所の運営にかかる経費のところで、大体、民営化関係の説明会とか、そういうところで必ずこれが出されるんですが、お聞きしたいのはA総事業費というのは、これは保育園を運営する時にかかっている全体的な費用ということですよ。この中に、いわゆる保育園の施設を整備する、維持するお金だとか、あるいは例えば、教材費だとか、そこにかかる人件費も含まれるわけですよ。どうでしょうか。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

ここの保育所の運営にかかる経費（平成26年度決算額）と書いてある資料なんですけど、こちらにつきましては、市から見た総事業費になりますので、各園で社会福祉法人、例えば、保育園やってる社会福祉法人さんがあって、その決算額をここに持ってきてるわけではないんですね。私立保育所につきましては、保育の実施を本市としましては委託しているといった関係性にありますので、いわゆる委託に係る運営費につきましては、公定価格で一定のルールがある中で、運営費を算出して委託費とし

て支払ってるんですけども、その経費の合計がこれになってるといった理解でいてもらったほうがいいのかなと思います。

・委員

この中に人件費も入ってるんですか、と捉えていいんですか。保育士の人件費です。それだけ教えてくれればいいんです。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

まず、公立の保育所については、人件費分が入ってます。私立保育所については、委託費なので、当然、委託費の中で私立保育園は人を採用されて、そこから人件費を捻出されてるんだらうとは思いますが、ただ、市としてはあくまでも委託費をお支払してると。私立保育所の人たちの給与体系を把握してるわけではない。当然ながら雇用してるわけでもないんで、あくまでも委託費を支払ってるといった形になります。

・委員

委託費の中に人件費も入ってるんですよね。その中にも含まれてるんでしょうね。

・事務局

含まれてると思われます。

社会福祉法人として、委託費の中で保育園運営してるので、当然含まれてると思われます。

・委員

じゃ大体、今まで民営化関係もいろいろちょっとかかわってきて、この論議をしていく中で人件費の問題が出てくるんですが、公立保育園だと公務員なので人件費率が高いとか、いろいろあるんですけど、僕はそれにプラスして、自分も子どもを公立保育園に預けてた中では、非常にこれ、朝から夜までの職員配置が手厚いんですよ、東久留米市というのは、パートの保育士さんとか含めて。私立ですと、例えば、朝早い時間帯とか、夕方から夜の部分というのは、本当に正規職員プラスちょびっとだけの職員だけでやっている中で、東久留米市に関しては、すごく手厚くパートの職員の方々もやってると思うんです。だから、そういう部分もこの総事業費の中に入ってくるのかなと捉えてたんですね、僕は。

例えば、例えばですよ。私立保育園のある1園の、例えば朝から例えば夜7時15分までの保育をやっているところで、朝の時間帯の職員配置、そこではパートの職員が何人、どれぐらいで、これどういうふうにやっているのか。その全体の例えば人件費と、例えば、東久留米市の同じ規模でやってる公立保育園の朝、昼の人数、パートさんの人数とか、そういう部分を含めた部分とか全然違うんじゃないかなという部分

があると思うんです。そういった部分では、ただ単に何か私立保育園の部分と比べられないんじゃないかというところをちょっと確認したかったんですけども、ともかくそもそもが、僕がちょっと何言いたかったのかと言いますと、ちょっとここ来る前に国会のほうにちょっと行ってきまして、国会の衆議院議員会館で、保育士処遇改善緊急集会というのがありまして、これは私立保育園とか公立保育園の方もいっぱいいらっしゃってましたが、皆さんもご存じのように、「保育園落ちた日本死ね!!!」、あれがもう波打ちまして、とにかく待機児解消しなければいけないとか、いろいろ出てきてるんですけども、国は国でその波を受けて、小規模保育定員緩和して待機児解消する。

ただ、あれは僕、保育士の立場からすると、とんでもない。子どもをふやすだけふやして、本当に子どもの安全とか、子どもを守れるんだろうか。単なる詰め込み保育だけで待機児解消と言ってほしくない。本当の待機児解消というのは、本当に子どもが安心して、落ち着いて、遊べて、過ごせて、保護者の帰りを待てる、それができる施設で子どもをふやせて待機児解消と言えるんじゃないかなと僕は思うんです。

ですから、例えば、民営化、民間化、いろんな考え方がありますから、僕は反対の立場ですからちょっと感情が入って言ってしまったりしましたけど、〇〇委員がおっしゃってたように、いろんな考え方がある。まして確かに公立保育園の民営化、民間化問題に関しては、もともとはきっかけは東久留米市がやりたくてやったわけじゃなくて、国のいろいろなそういう予算の問題から出てきた部分と、もちろんわかってるんですよ、そこ。

ただ、やるにしてもやっぱり本当にどういうふうに、市民あるいは利用者の方に理解を得られるのか。いわゆるそちらの立場もあると思いますよ。それをどういうふうに関係をつくりながら、説明をしていきながら、丁寧にやっていくかと、そこが一番重要じゃないかと思うんです。

何年前にもお話したと思うんです。相模原市だったと思うんですけども、子どもと親に優しい民営化計画という名前を出してつくってたんですね、そこでは。どういうふうに不安とか、そういうものを持たされないようにやっていくかということを考えてつくったそうなんです。それが一番大事だと思うんです。僕は、民営化でも民間化でも反対ですけども、でもせめてそういった配慮があってほしいなというのは強く思います、そこは。

ですから、今回、議会にこれが出された。議会で論議された話してる内容のことを、あるいはここに書かれてることを、いろいろな部分に関してそういう配慮というのはあるのかなと。そこです。民間化反対とか、民間反対とか、そういうことより、これの段取りとか、やり方に関して、やっぱり配慮がなかったんじゃないかということが一番言いたいことです。

この計画の中で今回サービスの量、どう確保するか。大事なことだと思うんですけども、ただ、そこでいろんなことを考えていく中で、そういった部分、保護者の視点とか、そういうのあるかもしれません。子どもの視点はどこにあるのかな。子どもの視点を考えたときに、それ引継保育は行いませんとか、そういうことは出せるのかなという、そこはちょっと思います。そこら辺は本当に子どもの権利条約とか、児童憲

章に反するんじゃないかなと思うくらいです、僕は。

そういったところで、やっぱりこの、今民営化反対とかどうのこうのじゃなくて、いろんな部分を含めての提案の仕方、出し方、説明の仕方、それを何で今まで民営化対策いろいろやってきて取り組んでるのに、こういう出し方するのかなと非常に残念です。

・事務局

ちょっと今のお話なんですが、この計画の中にもちょっと触れておりますように、私どもとしては引継保育をやらない理由というのもお読みになっていただいているかと思えますけれども、これは、いわゆるその当該園で卒園まで保障させていただくということがある。今までのその民営化というのは、いわゆる1対1の関係で、ある保育園をこの民営化ということで事業を進めようとする、そこにそのいわゆる代替のといえますか、引き継ぐべき保育園があって、そこでの引継保育、それは本当に引き継ぎの趣旨がありましたけれども、そういったことでやってきた。

ただ、今回の内容というのは、ここにも書かれているように、その当該園で卒園までを保障させていただくということで、ですから引き継ぎの保育は必要ないんですよということでお示しをしている内容なので、そのところはそのようにご理解いただければよろしいのではないかなというふうに思います。

・会長

それでは、きょうこの資料1の議題については、皆さんも最初から説明を伺っているとしますけれども、事務方なりがこの方向で考えて、今は議会等でも議論されているということで、この民営化については8ページに書いてありますように、民営化の効果というのは、ア、イ、ウの3点あるわけですがけれども、この会議でも、やはり、この中に質の向上をするというようなこともこの場で意見が出ていますので、そういったことを含めてこれからの議論の中で、この子ども会議ではこの報告についてこういう意見が出されていると、積極的な。ということ、ぜひこの審議の中身が聞こえてくると思いますので。

そういった、例えば17ページに、このサービス向上に向けた取り組みという形で(1)(2)(3)(4)と並んでいるわけですね。その中に例えば、連合会ですとか、園長会ですとか、あるいはいろんなところから恐らくこういう意見がさまざま出されながら進めていくという趣旨が含まれていると思いますので、ぜひこの報告についてご意見が出たということは、何らかの形で伝える方法は、私はしていただいたほうがよろしいんじゃないかと。これはあくまで報告に対するこの場で採択とか、こういう意見出たということは、これは客観的にこの委員会通して恐らく私は議事録に載てくると思いますので、この議事録がそういうところに出されると思いますので、この会議でこういう意見が出たということを、私はぜひそういう中に含めていただければ、報告された意味が実は積極的にあると私は思いますので、ぜひその点はお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

報告のしっ放しということでは、この委員会に出すことについても、例えば、我々

がニーズ調査ですとか、いろんな確保政策議論してきましたので、それを実現するために事務局としては、こういう民営化を考えたということだと思いますので、それに対するこの場では幾つもの意見が出されということは、それはあれですか。議事録、この会議録に載りますよね。そういう形で私は処理したいというふうな、よろしいのではと思いますけれども、いかがでしょうか。

我々はこの計画についての、例えば賛成か反対とか検討する場じゃないと思いますので、基本的に。その辺はどうですか。

・事務局

その賛成、反対というお話は、もともとそういう、先ほども説明させていただいたとおりです。

・会長

この場はそういう場じゃないと思いますので、ただ、報告についてこういう意見があったということは、この会議の議事録に載ると思いますので、それでよろしいですね。では、そういうことでよろしいですか。

・委員

最後にもう一つ。そうすると、一番最初のひばり保育園の民営化のときからもずっと当時の保育園連合会でも要望とか、請願出してきたことですけれども、やはり公立保育園を民営化していくっていう中で、公立保育園をどういうふうに市が捉えてきたのか、役割とか意義を。これは、よくいろいろ話しをしても、公立、私立も変わらないと言いますが、でも変わるといえるか、違いはあると思うんです、公立と私立の。でも今回はこういった形で全部、民営化、民間化していく。それはサービスの差ってことじゃなくて、東久留米市の保育の歴史の中でどういった形でまず公立保育園が誕生して、私立保育園もあって、それでどういう形で役割を担ってきたのか。それがこういう時代状況の中で、どういう役割を、あるいは民営化していく、そういった検討というか、まとめとか、そういうものが一切ないですね、東久留米市の場合は。そういうものがあるんだらあるって納得される方もいらっしゃるかもしれない。でも、そこがないんです。

だから市として、この公立保育園はこれまでやってきた中で、どういう役割、意義を果たしてきたから、そこをどういうふうに引き継いでいく、あるいは民間のところには生かしていく。そういったものが一切ない中で、ただ民間活力って言われても、それ同意しない方もいっぱいいらっしゃると思うので、もう一回保育園連合会が出してきた原点である公立保育園のあり方検討会なり、その検証の場なり、そういうものをつくるべきじゃないかなと。

ここでこういう話をすると、会長もおっしゃってたとおり、ずっと民間の話ばかりの繰り返しになるので、こことまた別の場でそういったものが必要になるんじゃないかなと思うので、そういった部分もぜひ検討をお願いしたいと思います。

・会長

よろしいですか。

次の機会も含めて、議事録の整理をして、それはこれからの審議の中に生きるか生きないかはそれはね。ただ、そういう意見がこの場で議論されたと、報告に対してね。それだけはこの議事録の記録上も残しておいて私はよろしいと思います。よろしいですか。はい。

では、そういうことでこの民営化についての報告についての議論は終了したいと思います。よろしいでしょうか。よろしいですか。

じゃ、次の議事に移りたいと思います。

よろしく申し上げます。

・事務局

続きますは、「その他」という中の次回の日程等に関してでございますが、次回のこの子ども・子育ての開催につきましては、先ほどの資料5のとおり、5月中旬から6月中旬ということで、ちょっと広い範囲でご予定をさせていただきまして、会長、副会長との調整の中でまた決まり次第、なるべく早い段階で委員の皆様にご連絡をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

4 閉会

・会長

よろしいでしょうか。

それでは、きょうの議事日程については、全て終了されておりますので、どうも長時間にわたり、委員会に、ありがとうございました。これで終了いたします。

以 上